

令和6年7月24日

議員各位

都市政策部参事
(都市基盤担当部長)

南芦屋浜南護岸等の利用制限について

兵庫県が管理している南芦屋浜南護岸等について、現在釣りができるエリアとできないエリアとでエリア分けが実施されていますが、令和6年8月1日から釣りができないエリアとなりますので以下のとおり報告します。

- 1 概要（別紙チラシ(案)のとおり）
 - ・ 期間 令和6年8月1日（木）から
 - ・ 区域 約1,200m区間（別紙チラシ(案)位置図のとおり）
※夜間20時～8時は、これまでと同様に閉鎖
- 2 利用制限に伴う対策
 - ・ 注意喚起看板の増設
 - ・ バイク進入対策の強化
- 3 8月以降の対策（当面の間）
 - ・ 運用変更に伴う利用者への周知のための日中の警備員配置
 - ・ 警察官による巡回を行い、迷惑行為に対する指導体制を強化

4 その他

南護岸等は、県・市・地元自治会等の協議により、令和4年10月から一部試験開放を行い、令和5年8月からは、釣りが「できるエリア」と「できないエリア」にエリア分けを行うなど、すべての利用者が共存できる海岸を目指してきましたが、釣りに起因するゴミの放置、護岸の汚損、不法駐車などの迷惑行為が続いていること、南護岸等と住宅地が近接した地域であること、釣り禁止を求める地元からの要望があることから、今回の利用制限となります。

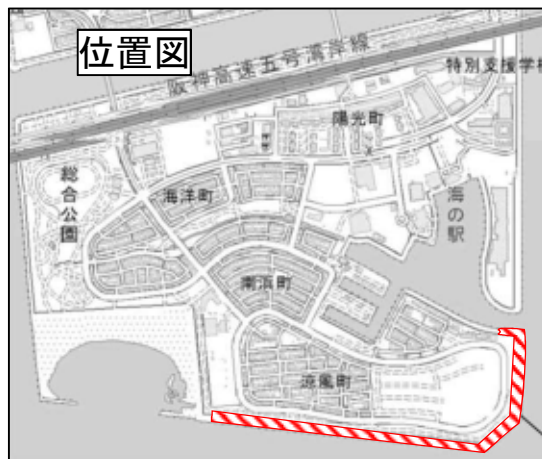
<p>【担当】 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課 石濱 直通：0797-38-2062 内線：98-2811</p>
--

南芦屋浜南護岸等の利用制限について ～南護岸等は釣りができないエリアとします～

令和6年8月1日(木)から南護岸等を釣りができないエリアとしますのでお知らせします

「釣りができないエリア」概要

1. 期間
令和6年8月1日(木) ～
2. 区域(範囲)
約1,200m区間(右図の赤斜線範囲:南護岸及び東護岸南側の一部)
※夜間20時～8時は、これまでと同様に閉鎖します。



利用制限に伴う対策

1. 注意喚起看板の増設
注意喚起看板を増設します。内容は以下のとおりです。
(既設置)ゴミの放置、騒音、火気の使用、利用時間の厳守 等
(増設)監視カメラ作動中、警備員等の巡回
2. バイク進入対策の強化
ポストコーンの設置などにより護岸へのバイク進入を防止します。

8月以降の対策(当面の間)

1. 日中に警備員を配置
運用変更に伴う利用者への周知のため、日中に警備員を配置します。
2. 警察官による巡回を実施
警察官による巡回を行い、迷惑行為に対する指導体制を強化します。

南護岸等は、県・市・地元自治会等の協議により、令和4年10月から一部試験開放を行い、令和5年8月からは、釣りが「できるエリア」と「できないエリア」にエリア分けを行うなど、すべての利用者が共存できる海岸を目指してきました。

しかしながら、下記の迷惑行為が無くならず、近隣住民の皆様の住環境改善がみられない状況にあることから、令和6年8月1日から南護岸等全体を釣りができないエリアとします。

【迷惑行為の例】 バイクの進入、ゴミの放置、不法駐車、大声での会話、大音量での音楽、火気の使用(バーベキュー) など

すべての人が気持ちよく過ごすことができる海岸となるよう、皆様のご協力とご理解をお願いします。